

奈良の木の家づくり補助 補助金交付要綱

(奈良県地域認証材住宅助成事業補助金交付要綱)

第1 趣旨

知事は、住宅建設への県産材の利用拡大を目的として、奈良県内で住宅を建築する建築主に対し、奈良県地域認証材の積極的な使用を奨励するため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月28日奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「奈良県地域材認証センター」（以下「認証センター」という。）とは、奈良県木材協同組合連合会と奈良県森林組合連合会が共同で設立した、奈良県地域材認証制度の管理・運営を行う組織をいう。
- (2) 「奈良県地域材認証制度」とは、対象製品が県内の森林から産出された木材を製材加工し、一定の品質基準を満たしたものであることを認証する制度をいう。
- (3) 「奈良県地域認証材」（以下「認証材」という。）とは、奈良県地域材認証制度により認証された県産材製品をいう。
- (4) 「県産材」とは、奈良県内の森林から産出された木材及びこれを製材加工した木製品をいう。
- (5) 「構造材」とは、構造躯体を構成する部材のうち、土台、柱（管柱、通柱）、梁（小屋梁を含む）、桁、胴差、大引を基本とする。

第3 補助事業者

補助金の交付を受けることのできる事業者は、建築主とする。ただし、補助金の交付に係る一切の事務を、建築主と建築工事請負契約を締結し、建築主から委任を受けた、次の各号のすべてに該当する者（以下「代理人」という。）による委任事務とすることができる。

- (1) 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可（建築一式工事）を受けて建設業を営んでいる者。
- (2) 建築主との建築工事請負契約に基づき（自らが建築主となる場合を含む）、奈良県地域認証材住宅助成事業実施要領（以下「実施要領」という。）第2第1項に定める基準にすべて該当する住宅の建築工事を行う者。

2 建築主（代理人）は、あらかじめ補助対象事業の計画を作成し、知事は、その建築主を、補助金の利用予定者として選定する。

第4 補助対象事業

補助金の交付の対象となる事業は、第3（2）に規定する住宅の構造躯体工事において構造材に認証材を使用する事業とする。

第5 補助対象経費及び補助額

補助の対象となる経費及び補助金の額は、補助対象事業における認証材の使用量に応じて、次のとおりとする。

補助の対象となる経費		住宅1戸当たりの 認証材使用量	補助金額
構造躯体工事における認証材の使用に要する経費	区分	5 m ³ 以上 7 m ³ 未満	20万円
		7 m ³ 以上	30万円

第6 補助金の交付申請

補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)及び事業計画書(第2号様式)に必要な書類を添付し、知事に提出しなければならない。

第7 補助金の交付決定

知事は、第6に規定する交付申請の内容が適当であると認めたときは、補助金の交付決定を行い、その決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金の交付申請者に通知する。

第8 事業実績の報告

補助事業者は、当該補助対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書(第3号様式)及び事業実績書(第2号様式)に必要な書類を添付し、知事に提出しなければならない。

第9 補助金の額の確定

知事は、第8に規定する事業実績の報告内容が適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第10 補助金の請求

第9に規定する補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、速やかに補助金交付請求書(以下「交付請求書」という。)(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

第11 補助金の交付

知事は、第10に規定する交付請求書の提出を受けたときは、補助金を交付する。

第12 書類の提出部数および経由

この要綱により提出すべき書類の部数は交付請求書を除き正副2部とし、これらの提出は認証センターを経由するものとする。

第13 補助金の返還

補助金の交付決定を受けた者又は補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、知事は、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により、補助金の交付決定を受けたとき
- (3) 実施要領に定める期日までに交付請求書の提出ができないとき

第14 書類等の整備

補助事業者は、本事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算し5年間保存しなければならない。

第15 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成23年4月 1日から施行し、平成23年度補助金から適用する。